

# 平成30年第3回教育委員会議事録

平成30年2月28日（水）

杉並区教育委員会

## 教育委員会議事録

日 時 平成30年2月28日（水）午後2時00分～午後2時48分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 井 出 隆 安 委 員 對 馬 初 音  
委 員 久 保 田 福 美 委 員 伊 井 希 志 子  
委 員 折 井 麻 美 子

出席説明員 事務局次長 徳 嵩 淳 一 教育企画担当部長 白 石 高 士  
教育人事企画課長  
学 校 整 備 大 竹 直 樹 生涯学習担当部長 齋 木 雅 之  
担 当 部 長 中央図書館長  
庶 務 課 長 都 筑 公 嗣 学 務 課 長 正 田 智 枝 子  
特 別 支 援 阿 部 吉 成 学校支援課長 高 沢 正 則  
教 育 課 長 学校整備課長 和 久 井 伸 男 学 校 整 備 渡 邊 秀 則  
学 校 整 備 課 長 和 久 井 伸 男 担 当 課 長  
生 涯 学 習 本 橋 宏 己 濟美教育センター長 平 崎 一 美  
推 進 課 長 所 長  
濟美教育センター 大 島 晃 濟美教育センター 寺 本 英 雄  
統 括 指 導 主 事  
濟美教育センター 佐 藤 正 明 中央図書館次長 加 藤 貴 幸  
就 学 前 教 育 担 当 課 長

事務局職員 庶 務 係 長 井 上 廣 行 法 規 担 当 係 長 岩 田 晃 司  
担 当 書 記 小 野 謙 二

傍 聴 者 数 1 名

## 会議に付した事件

### (議案)

- 議案第10号 杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 杉並区幼稚園教育職員及び杉並区学校教育職員の任免について
- 議案第12号 平成30年度杉並区立小中学校の学級編制方針について
- 議案第13号 地域運営学校（コミュニティ・スクール）の設置について
- 議案第14号 杉並区指定文化財の指定について

### (報告事項)

- (1) 学校給食の標準給食費の改定について
- (2) 学校運営協議会委員の任命について
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

## 目次

### 議案

議案第1号	杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正す	
議案第10号	杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	16
議案第11号	杉並区幼稚園教育職員及び杉並区学校教育職員の任免について	17
議案第12号	平成30年度杉並区立小中学校の学級編制方針について	4
議案第13号	地域運営学校（コミュニティ・スクール）の設置について	7
議案第14号	杉並区指定文化財の指定について	9

### 報告事項

(1)	学校給食の標準給食費の改定について	12
(2)	学校運営協議会委員の任命について	14
(3)	杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について	15

**教育長** ただいまから平成30年第3回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議について事務局より説明をお願いいたします。

**庶務課長** 本日の議事録署名委員につきましては、教育長より事前に伊井委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

次に、本日の議事日程についてでございますが、事前にご案内のとおり、議案5件、報告事項3件を予定しております。

以上でございます。

**教育長** それでは、本日の議事に入りますが、議案第10号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定による区長からの意見聴取案件として、区的意思形成過程上の案件となっております。

また、議案第11号につきましては、人事に関する案件でございます。したがって、議案第10号及び第11号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、審議を非公開としたいと思っておりますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議がございませんので、そのようにいたします。

それでは、まず他の議案の審議を行いますので、事務局より説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは日程第3、議案第12号「平成30年度杉並区立小中学校の学級編制方針について」を上程いたします。学務課長からご説明させていただきます。

**学務課長** 私から、議案第12号「平成30年度杉並区立小中学校の学級編制方針について」につきましてご説明します。

区立小中学校の学級編制は公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づき、基礎自治体の教育委員会が定めることとなります。このことを踏まえ、杉並区教育委員会として、平成30年度の学級編制方針を議案として提出し、お諮りするものです。

今回は小学校の1学級当たりの児童の数を従前の34人から35人に変更することといたしました。この件につきまして、国は平成23年度に小学校第1学年を1学級35人とする学級編制基準の改正を行い、東京都においても平成24年度から小学校第2学年を同じく1学級35人とすることができるよう教員加配措置を実施していますが、こうした動きは本区のこ

れまでの取組に沿った方向性であると受けとめています。

本区においてはこれまで原則として1学級34人を上限とし、区費教員を活用して、30人程度学級を実施してまいりましたが、近年区費教員数は減少してきております。また、今後の新学習指導要領の全面実施等の新たな課題への対応など、各学校の実情等に応じた区費教員の配置活用を拡充していく必要もございます。加えてこの間東京都への事務委託により、区費教員の昇任選考制度を整備している中、今後管理職に任用するケースも出てまいります。これらを総合的に勘案し、小学校における1学級当たりの児童の数を原則として35人に変更するものでございます。

なお、中学校につきましては、ただし書き部分を含め、従前と同様の学級編制方針としています。

最後に実施時期は平成30年4月1日としています。

以上説明といたします。議案の朗読は省略させていただきます。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきましてご意見等ございましたらお願いします。

**久保田委員** 私も学校現場にいるころ、杉並区が他区市に比べて、非常に人の配置に手厚いということで、本当に助けていただいた思いがあります。そんな点で今回わずか34人から35人に、1人引き上げられたということではありますが、現場レベルでの影響がどの程度あるのかなのかということも1点質問したいと思います。

それから別件なのですが、人の配置ということと言うと、今、一般教諭の異動内示が出る段階で、やはり今回は非常勤教員が例年に比べて少なくて、また逆に再任用の教員が増えているということで、現場レベルでは人員配置の面で本当に人が欲しいという声も聞いておりますが、その辺についての情報がわかりましたら教えていただければと思います。

**教育人事企画課長** 34人から35人、現場でお話しさせていただくと、東京都の基準は1学級40名としておりますので、杉並区においては今回35人ということで東京都よりも少ない基準で区費教員を活用してやっております。例えば3年生から4年生に上がるときに、今、34人から35人に上げましたけれども、学級維持という制度も使っていますので、各学校においてはそういう制度も使いながら今までの成果を最大限受けとめつつ、同じような成果を今後も出していけるものと考えております。

それから先ほどお話がありました非常勤教員ですが、これは東京都を

退職した後に行う非常勤の教員の数は、今、ご指摘いただいたように、杉並区では今年すごく減ったということはありませんが、ただ近年を見ていると、やはりどうしても再任用の教員が増えてきていますので、非常勤教員の数は、いわゆるなり手がいないという状況は生まれてきています。これで、無年金の期間は基本的に再任用の雇用ができるとなっておりますので、比較的給与面で再任用の方が給与はいいので、そちらに流れていく教員が多くいることが原因であるかと考えております。区においては非常勤教員を確保し、それに必要な、中学校は特に講師を配置すべき学校、小学校についてはいろいろな課題、学校の実情を見ながら配置をしているところでございます。

**久保田委員** ありがとうございます。

**教育長** 30人程度学級という形でこの少人数学級編制の授業を始めたわけですね。この30人程度というのは、非常に意味深な表現であって、30人で割り返すか、33人で割り返すか、35人で割り返すか、あるいは国基準の40人で割り返すか。いろいろ学級を編制していく上での基準数というのがあるわけですがけれども、杉並区が区費教員を活用して、30人程度の少人数学級を編制しようという取組については、初期の段階においては、学級編制基準が許認可制で、つまり届け出をしてそれが認可されないことには、学級を編制することができなかつたわけですがけれども、その後報告制にかかわって教員の確保を各基礎自治体で行うことができれば、その教員を使って学級を編制してよろしいと変わったわけですね。ですから国の基準では一定の数にするのに、小学校入学の時期においては35人とか、あるいはそれ以外の学年においては40人とか定められていますけれども、今後とも杉並区においてはこの35人を基礎数として学級を編制していけば、少人数の学級編制を維持していくことは可能であるわけですね。ただ、だったら34人でいいではないかということになりますけれども、それは先ほど学務課長から説明があったように、各学校の固有の課題やあるいは新しい学習指導要領等に伴って発生してくる様々な課題への対応、また、今後予想される管理職への登用ということを考えていけば、当然今の区費教員の数から実際に学級編制、学級担任として任用する数が減ってくることが想定されますので、そんなことも考えて35人にしておきたいと、私は理解をしております。

久保田委員から質問がありましたように、このことが大幅に現場の学

級編制において支障を来すようでしたら、それは慎重に取り組んでいかなければならないかと思えますけれども、今の実態からすれば、急激な変化は見られないと想定しているようですので、今後のクラス定員は35ということでもいいのではないかなと話を伺いました。

**庶務課長** ほかにはよろしいでしょうか。それではないようですので、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは採決を行います。議案第12号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議がございませんので、議案第12号につきましては、原案のとおりと可決といたします。

**庶務課長** それでは日程第4、議案第13号「地域運営学校（コミュニティ・スクール）の設置について」を上程いたします。学校支援課長からご説明いたします。

**学校支援課長** 私からは議案第13号「地域運営学校（コミュニティ・スクール）の設置について」をご説明いたします。おめくりいただいて、平成30年4月1日付で、次の学校に学校運営協議会を置く。杉並区井草二丁目25番4号、杉並区立八成小学校、杉並区和田三丁目40番10号、杉並区立高南中学校。提案理由でございますけれども、杉並区学校運営協議会規則第2条の規定に基づき、これまでの様々な準備が整いまして学校運営協議会を置く必要があるというものでございます。よろしく願いいたします。議案の朗読は省略させていただきます。

**庶務課長** それではただいまの説明につきまして、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

**伊井委員** 2校、このたび決まったということで、ここ1年ぐらい一連の流れは非常に順調に立ち上げていらっしゃるという動向だと思いますが、今後の方向はいかがでしょうか。現状わかっていることで結構です。

**学校支援課長** 平成29年度おかげさまで9校設置ができて、今般ご提案申し上げたのは平成30年4月1日付で、できれば平成33年までに全校設置ということになりますので、今後6校ずつでいけば平成32年には。ただご承知のとおり地域とそれから学校の状況をじっくり踏まえて進めていくという方針でございますので、そういった中で丁寧に進めて、平成33年までには全校設置と、こういう計画で進めさせていただきたい



と存じます。

**事務局次長** 昨日、学校評議員会の代表者の方と意見交換する会がございました。その中で、各評議員会では、既に指定を受けて学校運営協議会として活動している学校関係者にいろいろと話を積極的に聞き、それを共有することを通して、学校運営協議会に移行することへの安心感が得られたという話もありました。そういったお話も踏まえて、平成30年度の意見交換の場の持ち方は、評議員会の関係者と既にCSを設置している学校運営協議会の委員さんが一緒に意見交換をすることを考えてまいります。今後も、こうした取組などにより、地域や学校の状況や体制等をうまく見極めながら指定に向けた支援をしていきたいと存じます。

**伊井委員** ありがとうございます。これから立ち上がるのところ、それから今回立ち上がるのところ。新しいところもそうなのですが、これまでずっと流れの中でやっていたらっしゃる学校が、それぞれの時々課題を抱えたりとかいうこともありますので、今後いい形での意見交換ができ、それぞれの情報交換ができたり、進展していくといいなと考えております。よろしく願いいたします。

**教育長** 昨日、学校評議員の代表者会ということで、今回は代表者だけというよりは、関係している様々な方々においでいただいて行ったわけですが、やはり最大の課題はどういう形にしていくにしろ、かかわっている人がだんだん高齢化してきていることです。高齢化という用語弊がありますが、後をどのようにつないでいったらいいかというお話をされてきました。どうしても何人かの方に負担がかかることもありますし、あるいは長年支えてきていただいて、そろそろお年を召してきたという方もおられるわけですし、そういう中でどういうふうに今後CSにしても、あるいは今もお話しした支援本部にしても、かかわる人を確保していくかが課題です。ある評議員の方からPTAの方々にお話をしたり、いろいろなところにお話をしながら是非支えていっていただく、加わっていただく方を増やしていきたいというご意見がありました。後ろのCS委員の名簿を見ていても、やはりかなりの期数お願いしている方もいます。新しく1期目、2期目という形でかかわっていただく方もいますので、是非そういう人が固定しないように多くの方にかかわっていただく、この成果が継承されていくように、支援をフォローしていただきたいと思います。

庶務課長 ほかにはよろしいでしょうか。それではないようですので、教育長、議案の採決をお願いします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第13号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第13号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは、日程第5、議案第14号「杉並区指定文化財の指定について」を上程いたします。生涯学習推進課長からご説明をお願いします。

生涯学習推進課長 私からは、議案第14号「杉並区指定文化財の指定について」ご説明いたします。

本議案は文化財保護審議会から答申を得たものについて、杉並区文化財保護条例の規定により指定するものでございます。議案第14号「杉並区指定文化財の指定について」の2枚目をご覧ください。今回は荻外荘近衛家関係資料1件。全866点を文化財として指定するものでございます。3枚目以降が参考資料となっております。

本資料は昭和前期に内閣総理大臣を3度務めた近衛文麿の邸宅であった荻外荘に残されていた資料でございます。荻外荘は大正天皇の従医も務めた入澤達吉の別邸として建築家伊東忠太の設計の下、昭和2年に建築され、平成28年には国の史跡として指定されております。本資料は荻外荘関係史・資料、近衛文隆・通隆関係史料、書籍資料の3つの資料群から構成されております。近代以降の近衛家に伝わる物品が荻外荘から群をなして発見されたことは、近代華族の生活史を研究する上でも重要であるといえます。資料は多岐にわたり、近衛文麿や文隆の史料が判明している資料も多数残っております。近世の五撰家筆頭であり、近代には華族政治家として活躍した近衛家の戦前の生活様式をうかがい知ることができるものでございます。

近衛文隆・通隆関係史料の中には、山本有三や吉田茂の手紙なども含まれております。また、近衛文麿由来だと考えられる書籍には文麿直筆と考えられるメモ書きが多数見受けられます。これらの貴重な資料は国史跡による指定対象とならないため、杉並区指定文化財として新たに指定するものでございます。詳細につきましては、参考資料をご覧ください。

ければと思います。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきましてご意見等ございましたら、お願いします。

**對馬委員** これは一般の私たちが拝見することはできるのですか。

**生涯学習推進課長** 今、荻外荘にありまして、保存しております。今年の5月から6月にかけて、これら指定された物品について企画展を予定しており、郷土博物館で展示を予定しておりますので、そちらの場では今回の指定物件についてご覧いただくことが可能だと考えております。

**對馬委員** ありがとうございます。もう1つ、荻外荘公園ができたころですか、たまたま私が中央図書館にいたら、そのカウンターに荻外荘公園どこですかと聞きに来たお客さんがいらして、「知りません」と返事をされていました。やはりここちょっと場所もわかりづらいというのかな、ちょっと行く道とかもわかりづらいので、是非そういうことがないように、区の関係の場所に多分頼って聞きに来たのだと思うので、そういうところにはわかるように案内できるようなことをしていただけるといいなと思います。

**生涯学習推進課長** 私どもの方でも、国史跡に指定された後、パンフレットなどを作成して地図などもそれに掲載をしております。あとまちづくりとか、都市整備部門では町なかのトランスボックスに荻外荘の案内とか、そういうものもつけたりしております。まちづくり部門とも連携しながら、きちんと荻外荘までアクセスできるような用意をしていきたいと考えております。

**折井委員** お伺いたします。この荻外荘からは国の史跡に指定された後、2年間でこの866点という膨大な数の資料を検討し、そして指定有形文化財にということなのだと思うのですけれども、これは区内で専門家の方をお呼びして、調査をすとか、どういう経緯でこのような指定に至ることになったのか、そのあたりのことを少しお聞かせいただけますでしょうか。

**生涯学習推進課長** 荻外荘自体は区が取得することになりました後、中にあった、残存していた資料は京都の陽明文庫という近衛家伝来の資料を保存している施設と、あと荻外荘に残された資料と、両方に分かれてしまいました。今回指定する866点は荻外荘に残された資料でございますけ

れども、陽明文庫にいった一部資料につきましては、現在も区の職員が京都の陽明文庫まで調査に行きまして、その全容を解明するべく調査を進めているところでございます。

866点も資料の最終的な諮問答申は文化財保護審議会の委員の先生方で作られた部会の中で検討して、指定に値するという事になったわけですが、その間は文化財系の職員、それから文化財ボランティアの方にもお手伝いをいただきまして、866点の資料を調査してもらっています。

**伊井委員** 先日、西田小学校の研究報告を拝見しに伺ったときに、子どもたちが西田小学校の地域からの、自分たちの大切に思うようなところということ調べていた学年があったのですね。大田黒公園であったり、地域のいろいろな身近な公園であったりしたのですけれども、たしか荻外荘も入っていて、大田黒公園とかも子どもたちが発表するときにすごく身近な存在として発表していて、地域に根差して、そしてその地域を大事にする思いというのでしょうか。そういうものがすごく伝わってきて、また見学されている大人の方々も、シニアホームの方とかもいらしたと思うのですが、幼稚園の方もいらしたのですが、質問とかしたりして、それに対しても自分たちの人の前でちゃんと返事ができる、話ができるというようなことで、すごくほほ笑ましい雰囲気は私は拝見したなと思っていて、大人の方も子どもたちが自分で見つけたり、自分で調べてきて、その上で地域の何か大事なところとか、それから歴史的にこれは価値のあるところなのだから、そういうのを見つけていって行くというところにすごく感銘を受けていたので、そんな場所の1つであったり、先ほど對馬委員がおっしゃったように、そういう展示とか、子どもたちの何か学びにつながっていくようなことになるというのを願っております。よろしく申し上げます。

**生涯学習推進課長** 荻窪南地区は荻外荘だけではなくて、委員からお話がありました大田黒公園ですとか、角川源義さんがお住まいになったお宅ですとか、歴史的な建造物、史跡が数多く残されているところでございます。近所の方はもちろんでございますけれども、杉並区、杉並区以外の方も大いに興味を持たれるところだと思いますし、やはり荻外荘も歴史的に重要な会談が行われた場所というだけではなくて、建物も有名な建築家伊東忠太という、築地本願寺を設計した建築家でございますけれ

ども、その方の建物でもありますので、その価値について私どもの方ではいかに皆さんに知っていただいて、活用していただくということをごれからも考えていきたいと考えてございます。

**庶務課長** ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、採決を行います。議案第14号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議がございませんので、議案第14号につきましては、原案のとおり可決といたします。

引き続き報告事項の聴取を行いますので、事務局から説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、報告事項1番、「学校給食の標準給食費の改定について」、学務課長からご説明いたします。

**学務課長** 私から、「学校給食の標準給食費の改定について」、ご報告します。

まず、今回平成30年度の標準給食費につきまして、小学校中学年及び中学校で給食1食当たり3円の単価値上げを行い、改定するものでございます。その結果学年ごとの金額は、1の表のとおりとなります。

続いて2の「改定理由」でございますが、学校給食の標準給食費につきましては、毎年「牛乳、主食及びおかず」に係る価格動向等を考慮して改定の必要性を検討しております。平成29年度の単価は平成27年度から据え置いてまいりましたが、今回「牛乳、主食及びおかず」の全てにおいて記載のとおり価格の上昇が見込まれるため改定を行うものでございます。

以上報告といたします。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

**對馬委員** ほかの区の給食をいただく機会もあるのですけれども、やはり杉並の給食はすごく品数も多くておいしくて本当にありがたいなど、恵まれているなどと思います。やはり、今、家庭の食事をつくるのにも本当に大分お高くなっていて大変なので、いたしかたない値上げだと思えますが、杉並区は給食費の補助も行っていますよね。それは継続されて、

家庭にもよるかと思えますけれども、補助の方はどうなっていますか。

**学務課長** 給食費の一般的な補助というのはございませんけれども、経済的に困難のある家庭については就学援助の方で給食費は支給するということをございます。

**對馬委員** ありがとうございます。そうなると思はくご理解いただける金額だと思はいます。あと1つ質問なのですけれども、多様化給食はどのぐらひ、何回ぐらひとか、そういうことがありますか。

**学務課長** 学校でばらつきありますけれども、大体年間3回から5回程度ということば聞いております。

**對馬委員** ありがとうございます。

**庶務課長** ほかにいかがでしょう。お願いします。

**折井委員** 質問というよりもコメントなのですけれども、先日私が勤務している大学の学生が、英語の関係で小学校を訪問させていただいて、給食を一緒に食べるというので、大学生からするとかなり久しぶりに給食を食べたのですけれども、本当においしかったと。ちょっと私は恥ずかしかったのですが、子どもたちにまじって背の高い人はみんなおかわりに並んでいるのですね。野菜がおいしいと。いつも思うのは、どうしても世間に出回っているお惣菜等はとても味が濃くて、濃いことによつて満足感を得させるようなものが多い中、杉並区は素材を丁寧に選んでいだけではなくて、調味料にしても自然な形のものでできるだけ使つて、それを工夫しながらつくつてくださっているのがよくわかつて、料理が趣味の学生がいたのですけれども、本当にこれは自然な味で、本当においしいと。自分はこの料理をつくれなくなつていというよなことを申しておひまして、子どもたちが栄養のバランスのとれたものを食べられるということもとてもありがたいことで、過日、報道にあつたよな、給食はおいしくないから残してしまうというよなことのない杉並区はとても子どもを持つ親として非常にありがたいと思は一方で、味つけ面だとか、そういつたところでも協力していただいているところが本当に何よりもありがたいことだと思はいます。その標準を、基準といふのでしょうか、標準を維持するために、プラスアルファが生じてしまうのは、最近の物価の、お野菜等の高騰がありますのでいたしかたないと思はるのですけれども、是非ぎりぎりのラインで本当にやつてくださっている給食の職員の方に、これからどうぞよろしくおひしいたします

と、お願いをしたい次第でございます。

以上です。

**庶務課長** ほかにはいかがでしょうか。それでは、ほかにご意見ないよう  
ですので、報告事項1番につきましては、以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項2番、「学校運営協議会委員の任命について」、  
学校支援課長からご説明をお願いします。

**学校支援課長** 私からは、「学校運営協議会委員の任命について」、報告さ  
せていただきます。

杉並区学校運営協議会規則第3条第1項の規定に基づく学校運営協議  
会委員の任命について報告いたします。任命期間でございますが、平成  
30年4月1日から平成32年3月31日。まず、今、ご説明させていただきました  
八成小学校、高南中学校のメンバーでございます。それぞれ7名  
ずつでいきたいところでございます。

めくっていただいて、2ページから4ページまででございますが、そ  
れぞれ既存校につきまして、小学校が9校、中学校が3校、合計12校で  
124名の改正委員でございます。参考資料として記載のそれぞれの区分の  
内訳をつけさせていただきました。

私からは、以上でございます。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ご  
ざいましたらお願いいたします。

**教育長** このCSの委員の中に大学生はいますか。

**学校支援課長** 私の記憶だと大学生は現状いないと思います。

**教育長** 前にもちょっと話をしたことがあるのですが、地域に住まう  
大学生とか、大学を卒業して招聘されている方も含めて、できたら現場  
の児童生徒に比較的世代が近い、そういう人たちにも委員になってほし  
いなと思っているのです。ただそうは言っても、学校に行かなければな  
らないし、仕事もあるからそうそうたやすいことではないけれども、1  
つの課題として若年層の委員を発掘していくというか、そういうことも  
大事なかと改めて思います。機会がありましたら、いろいろなところで  
意見を聞いてみていただきたいと思います。

**庶務課長** ほかいかがでしょうか。

**對馬委員** 今、教育長がおっしゃったことは、とても大事なことだと思  
うのですけれども、私も賛成なのですが、年齢として例えば成人しなけれ

ばいけないとか、そういうのはあるのですか。

**学校支援課長** そういった規定はございません。

**庶務課長** よろしいでしょうか。それではないようですので、報告事項2番につきましては、以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項3番、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、生涯学習推進課からご説明をさせていただきます。

**生涯学習推進課長** 私からは、平成30年1月承認分の「教育委員会共催・後援名義使用承認案について」ご報告をいたします。

1月分の合計でございますが、全体で18件ございます。定例、新規の内訳は、定例が17件、新規が1件となっております。共催・後援の内訳は、共催が6件、後援が12件でございます。新規が1件でございますが、4ページをご覧ください。名義は後援でございます。団体は公益財団法人学習ソフトウェア情報研究センター。事業名は情報教育セミナー2018ということでございます。

私からは以上でございます。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

**伊井委員** 先だって、杉並公会堂でICTフォーラム、大変すばらしい会だったと思うのですがけれども、今回のこのセミナーというのは、どういった内容というか、性格のものでしょうか。

**済美教育センター所長** 今回のものにつきましては、ICTフォーラムと似たようなセミナーとして基調講演、そこに文部科学省の生涯学習政策局から課長がいらして基調講演をされたり、あと特別講演として、フォーラムでもお越しいただいた中川先生が全体コーディネーターとしてパネルディスカッションをするといった内容になってございます。

**伊井委員** 対象はどちらの方になりますか。

**済美教育センター所長** 対象は小中高校の教員です。それから教育研究機関、行政機関の職員ということになってございます。

**伊井委員** どれくらいの大きさのホールかわかりませんが、是非多くの方々に出ていただいて、学習してきていただけたらありがたいなど。

**済美教育センター所長** 案内がまいりましたら、周知してまいりたいと考えています。

**庶務課長** ほかにいかがでしょうか。ないようですので、報告事項3番に



つきましては、以上とさせていただきます。

以上で報告事項の聴取を終わります。

**教育長** それでは冒頭に決定いたしましたとおり、ここからは非公開で審議をやっていきたいと思えます。その前に庶務課長、ご連絡事項がございましたらどうぞ。

**庶務課長** 次回の教育委員会の日程でございますが、3月14日水曜日は区議会予算特別委員会の開催中のため、休会とさせていただきます、次回の定例会は3月28日水曜日、午後2時からを予定しております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**教育長** それでは、改めまして議案の審議を行います。庶務課長お願いいたします。

**庶務課長** それでは、日程第1、議案第10号「杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。

それでは、ご説明をさせていただきます。

国における退職手当の支給水準の引き下げ及び特別区における行政系人事制度の改正の趣旨等を踏まえまして、官民均衡を図るとともに、在職期間中の職務、職責に応じた貢献度をより一層反映させるため、退職手当の見直しを行うこととしたところでございます。このことに伴いまして、退職手当の基本額に係る支給割合を改定するなどの必要があるため、その条例を改正するものでございます。改正内容の説明に先立ちまして、退職手当の算出方法についてご説明申し上げます。

退職手当の額は、退職手当の基本額に退職手当の調整額を加えた額としてございます。退職手当の基本額は退職日における給料月額勤続期間ごとに定められた支給率を乗じて得た額でございます。また、退職手当の調整額とは、在職期間のうち、退職した日の属する会計年度を含む、20年間を評価期間とし、評価期間における職務等の区分に応じたポイントを合計した点数に、調整額単価1,000円を乗じて得た額でございます。このように退職手当の基本額と退職手当の調整額を合わせた額を退職手当として支給することとしてございます。

それでは、改正の主な内容につきまして、ご説明を申し上げます。議案の最後から2枚目に添付しております資料の2をご覧ください。

改正の1点目は、退職手当の基本額に係る支給割合を改定するもので

ございます。退職手当の基本額につきましては、裏面の支給率表のとおり、勤続期間ごとに適用される支給割合を改定し、最高支給率を、定年退職等については1.85月引き下げて47.7月とし、普通退職については1.5月引き下げて39.75月とするものでございます。改正の2点目は、退職手当の調整額に係るポイントを改正するものでございまして、退職手当の調整額につきましては記載のとおり区分の見直しとともにポイントを改定するものでございます。

改正の第3点は、支給制限処分の見直しを図るものでございまして、懲戒免職処分等に係る退職手当につきまして、これまで一律に全額不支給としていたところ、非違の内容や程度等を勘案し、全額不支給を原則としつつ、一部を不支給とすることができるものとするものでございます。

最後に施行期日は平成30年4月1日としております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いします。

**教育長** それでは、採決を行います。議案第10号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** 異議がございませんので、議案第10号につきましては原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** それでは、続きまして、日程第2、議案第11号「杉並区幼稚園教育職員及び杉並区学校教育職員の任免について」を上程いたします。教育人事企画課長からご説明をいたします。

**教育人事企画課長** 私から、議案第11号「杉並区幼稚園教育職員及び杉並区学校教育職員の任免について」ご説明いたします。

初めに杉並区幼稚園教育職員についてでございます。普通退職者が1名、新規採用者が1名、予定しております。次に杉並区学校教育職員の退職でございます。学校教育職員については、普通退職者が4名、東京学芸大学附属大泉小学校への人事交流のため、転出者1名、計5名が退職となります。なお、人事交流のために転出する1名については、3年から5年の交流期間終了後改めて採用することとなります。次に学校職

員の採用でございます。この度東京学芸大学附属大泉小学校への人事交流を終える1名の転入を予定しております。それぞれ任命は平成30年4月1日付、退職は平成30年3月31日付です。議案提出の根拠はいずれも地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第3号の職員の任免等に関する規定に基づくものでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきましてご意見等ございましたらお願いします。

**對馬委員** 毎年、区費教員の小学校の先生方が、5名ずつぐらい、退職なさる方が多くて、ご家庭の事情とかいろいろあるので仕方がないこともあると思うのですけれども、やはり区費教員の方々がたくさんいらっしゃるからできてきた教育というのが、杉並の教育であったと思います。中には、海外に勉強しに行くためにやめられた方も過去にもいらっしゃったと聞いているのですが、例えばそういう方々が師範館で勉強されて、杉並の教育を勉強されて現場で何年間か仕事をされた上で、よそでまた勉強を積んで戻ってきたときに、例えば再度採用試験みたいなのを受けて戻ってきてもらうとかいう制度があったらいいなといつも思っております。

**教育人事企画課長** 今、ご指摘いただきまして、確かに海外青年協力隊ですとか、そういったところに行くという、自分のかつて持っていた夢を実現するためにいわゆる退職をして行った教員がいます。東京都の場合はそれを研修という扱いもありますけど、本区の区費教員については、そういった研修の制度は設計しておりませんので、戻ってきた場合、また杉並区にというのではなく、もし興味があるならば、東京都ですとか、そういう自治体の要件の教員採用試験を受けてという形になります。現在研修として行っているのは、この東京学芸大学の交流と、あと品川区の交流など行っておりますので、いろいろな研修の機会をつくり、幅を広げられるように育成してまいりたいと考えています。

**庶務課長** ほかにいかがでしょうか。ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、採決を行います。議案第11号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは異議がございませんので、議案第11号につきましては、原案のとおり可決いたします。

以上で本日予定されておりました日程は全部終了いたしました。本日の教育委員会を閉会いたします。